

2017年度国家予算要望（重点項目）

平成28年5月6日

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

会長 日下 功

○障害者福祉関係

- 1 生涯にわたり自立的な生活を送るためには、相談支援体制を整え、福祉サービスを有効に利用できることが重要である。生涯にわたる支援計画の相談ができるよう、相談支援事業所の増設、専門相談員の研修の充実、報酬の増額などを行い、相談支援が十分に機能する体制を作っていただきたい。
- 2 地域生活支援事業によるサービスが、障害者のニーズに合うよう柔軟な対応ができ、また、暮らす地域により格差が生じないように財政的な措置のあり方を考えていただきたい。
- 3 障害者の高齢化と親の高齢化等による問題が年々大きな課題となってきている。国として高齢障害者の地域生活に対する施策を進めていただきたい。
 - ①地域生活支援のための拠点等整備のモデル事業が行われているが、その内容等があまり伝わってこない現状がある。今後の取り組みを進めるよう県にも働きかけてほしい。
 - ②親の高齢化により外出が難しくなり、地域生活が限定的になる状況が生じることが心配される。交通機関の乏しい地域によってはより深刻な問題となり、余暇的な外出だけでなく、通勤・通学・通院なども含めた移動支援サービスの拡充をお願いしたい。また、移動支援を「個別給付」としていただきたい。
 - ③過疎地などの地域によっては、障害者・高齢者・幼児などが共生型サービスを受けることができる事業所の設置を進めてほしい。
 - ④病院にかかることが多くなり、医療費が負担になっていることを聞く。岡山県の場合、多くの市町村で療育手帳Bの場合3割負担であるが、軽減策を講じてほしい。
- 4 平成30年に、3年後の見直し事項の施行や、就労支援・継続事業所等のあり方や報酬の改定が予定されている。事業所の経営を困難にする改定により、地域により福祉サービスを受けることができない障害者が出ないようにしていただきたい。

○特別支援教育関係

- 1 特別支援学級・学校の在籍児童生徒数の増加に伴う、教室不足（個別指導などの特別教室を含む）等の教育環境の悪化は合理的配慮の点からも問題があり、改善していただきたい。また、特別支援学校では、通学に長時間かかったり、寄宿舎を利用しなければならなかったりするなど、負担が大きくなりすぎる問題があり、特に小学部・中学部では分校設置なども含め居住地に近い地域の学校設置を進めていただきたい。
- 2 発達障害の児童生徒の増加等により、実態の多様化が進んでいる。ニーズに応じた教育を進めるためにも、教員の増員や補助員等の配置増のための財源措置をお願いしたい。
- 3 教育と医療・福祉・労働の有機的なネットワークの形成や地域の学校を対象にした相談・研修など、特別支援学校が地域の特別支援教育推進のセンターとしての機能を果たすために、推進の核となるコーディネーターの加配による配置を考えていただきたい。
- 4 一般就労を目的とする軽度知的障害・発達障害の生徒が通う高等特別支援学校や職業科を増やすとともに、高等学校で、発達障害がある生徒が学べるコースを設置していただきたい。
- 5 合理的配慮を含む個別の支援計画の作成が十分進んでいないように思われる。特別支援学級においても、本人・保護者の考えを十分に反映し、個別の支援計画に基づいた教育がなされるよう教育委員会等に働きかけていただきたい。

○労働・雇用関係

- 1 国・地方公共団体での障害者雇用を積極的に進めていただきたい。特に、知的障害者の雇用が少ないと思われるので、障害種別による雇用率の設定をすることにより知的障害者の雇用増を図っていただきたい。
- 2 総合支援法の3年後の見直しで 就労定着支援が創設されているが、十分な支援事業所職員の確保により丁寧な指導や連絡調整が出来るようにしてほしい。また、職場適応・地域生活の支援の問題では、職場適応援助者（ジョブコーチ）の増員や障害者就労・生活支援センターの増設などにより対応を考えていただきたい。

- 3 障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられた障害者雇用促進法（平成28年4月施行）についての啓発を、企業や事業所、障害当事者、支援者を対象に進めていただきたい。また、支援地域協議会を全市町村に設置するよう県に働きかけをしていただきたい。

○その他

- 1 障害者虐待防止に適切に対応できるよう、虐待の実情の把握だけでなく、県・市町村と各関係機関の具体的な連携による対応策がなされるよう引き続き働きかけをしていただきたい。福祉施設等における虐待防止では、平成27年3月厚生労働省通達の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき行政による適切な定期的な指導と、虐待の状況によってはより詳しい「公表」を行うなどの措置を取っていただきたい。また、「教育関係」と「医療関係」を法内に位置づけることを働きかけていただきたい。
- 2 知的障害者にとって意思決定は難しい問題であるが、障害のある人が、意思に基づいた豊かな生活を送るためには非常に大切なことであると思います。知的障害者の支援に関わる事業所・人に、意思決定やその支援の在り方についての研修・研究を引き続き進めていただきたい。
- 3 被成年後見人の選挙権が復権してから数年たつが、障害者が投票しやすい支援体制にはなっていない。選挙における合理的配慮がなされるよう働きかけていただきたい。

*各地域より陳情事項を提出いただきましてありがとうございました。

11月の県関係への陳情にも活用させていただきます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

※ 障害者総合支援法の施行後3年を目途として見直し

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）	1
◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設	2
◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設	3
◆重度訪問介護の訪問先の拡大	4
◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	5
◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	6
◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大	7
◆医療的ケアを要する障害児に対する支援	8
◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築	9
◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）	10
◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	11
◆自治体による調査事務・審査事務の効率化	12

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)